

陳情番号	件名
第 1 号	年金削減を取りやめ、マクロ経済スライドの廃止、最低保障年金制度を求めることについて
受理年月日	
28.2.4	

陳情の趣旨
<p>貴職におかれましては、市民・高齢者の生活向上と健康増進へご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>国・厚労省は、年金財政の破綻を理由に、昨年より「マクロ経済スライド」を発動し、30年に及ぶ年金削減に踏み切りました。国民年金だけで生活する1300万人の平均年金月額が4万9千円、女性の年金は3万円台となっています。この低年金で暮らす高齢者も、毎年約1%の年金引き下げが行われます。高齢化の進行とともに一人暮らしや老々世帯が増え、餓死や孤独死の痛ましい報道が相次ぐほど、高齢者の貧困は深刻です。</p> <p>さらに、年金削減は高齢者だけの問題ではありません。現役労働者の30年後の年金は、下げ続けられて最低の年金となります。非正規労働者が40%を超え、年収200万円以下のワーキングプアが増加しているおり、30年も続く年金引き下げは将来に希望のないモラルハザード社会を招くものとなります。</p> <p>また、高齢者の年金に依存度の高い地域社会経済や自治体にとっても大きな打撃となります。年金削減は、超高齢化社会における高齢化対策に大きな影響をもたらすものです。</p> <p>高齢者の生活を支える年金の削減を取りやめ、「マクロ経済スライド」の廃止、国民の生存権を守る全額国庫負担の「最低保障年金制度」も欠かせません。</p> <p>よって、下記についての意見書を地方自治法第99条にもとづき関係各方面へ送付くださるよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 年金削減を取りやめ、「マクロ経済スライド」を廃止すること。 高齢者すべてに給付される「最低保障年金制度」を実現すること。

陳情番号	件名
第 2 号	津久井郷土資料室の早期再開を求めることについて
受理年月日	
28.2.10	

陳情の趣旨
<p>津久井郷土資料室は昨年4月より、設備の老朽化と云う理由で休止となり、現在は蔵書や民具類の目録づくりが行われています。今後の運用方法については私達には分かっておりません。</p> <p>津久井郷土資料室は、かつての神奈川県津久井郡蚕業指導所中野支所として昭和27年10月に、現在の相模原赤十字病院の隣接地から移転され、昭和46年4月にその役目を終え「津久井郡郷土資料館」として開館致しました。</p> <p>館内には、平成19年度相模原市立博物館年報によれば、考古資料354箱、歴史資料688点、民俗・生活資料14503点と云う膨大な数の品々を収蔵し他を圧倒しています。</p> <p>民具類は、城山ダム建設のため湖底に沈んだ当時の人々の生活用具を始め、生業として来た機織機や鮎籠・帆等の魚労具等もあり当時の生活を偲ぶことができます。</p> <p>民俗・生活資料の約1万4千点は、旧相模湖町(内郷村)若柳の鈴木重光氏が民俗学研究のために収集したもので、現在も目録作りが行われていると云う状況です。</p> <p>日本民俗学は柳田國男によって創設され、大正7年の夏には、その柳田國男を始め各界の専門家が集まり日本で最初のフィールドワークが地元内郷村で行われました。その人々を案内したのは鈴木重光氏と長谷川一郎氏でした。その模様の一部始終は新聞にも掲載され、地元の人々も夜遅くまで話し合いの輪に加わったと云われています。こうした当時の生々しい記録は勿論津久井郷土資料室に保存されています。</p> <p>市博物館によれば収蔵資料を精査し展示場所や保管場所を決めるとありますが、それよりも県下に残る唯一の蚕業指導所であることを強力にアピールし養蚕が盛んであった頃の面影を残す中野商店街と一体化すれば新たな観光資源にもなります。</p> <p>津久井郷土資料室は養蚕地帯の中に生まれた近代・文化・産業遺産として、その地位を十二分に発揮するものと信じています。このような施設は県下でも見られない貴重な存在であり、相模原市に残る唯一無二の文化財です。</p> <p>津久井郷土資料室の建物は壊すことなく復原保存、また全ての収蔵物は分散散逸されることもなく、早期に再開されますことを伏して陳情致します。</p>

陳情番号	件名
第 3 号	婚外子差別撤廃のための戸籍法改正の意見書提出を求めることについて
受理年月日	
28.2.12	

陳情の趣旨
<p>< 陳情事項 > 以下の 2 点について戸籍法の改正を国に要望すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 戸籍法第 49 条第 2 項第 1 号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。 2 . 戸籍法第 13 条 4 号及び 5 号を改正し、戸籍の実父母との続き柄及び養父母との続き柄を廃止すること。なお、続き柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。 <p>< 陳情理由 > 陳情事項 1 について</p> <p>2013 年 9 月 4 日、最高裁大法廷は、14 名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の 2 分の 1 とする民法の規定（民法第 900 条第 4 号但書前段）を憲法違反と決定しました。すでにこの規定は、同年の臨時国会で改正され、発効しています。法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」を準備していましたが、一部与党の猛反対に遭い、断念せざるをえませんでした。9 月 26 日に最高裁第 1 小法廷が、この規定を合憲と判断したことから、「緊急性を要しない」というのが改正案の提出を見送った主な理由とされています。</p> <p>しかし、婚内子と婚外子を分かつ最も大きな民法上の規定が廃止された以上、この規定は、ほとんど意味を成さないものです。また戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成にあたって、全く必要のないものです。</p> <p>最高裁第 1 小法廷は確かに合憲との判決を出しました。しかし、その中身は「違憲とまでは言えない」と述べるものの「この欄が必要不可欠とは言えない」と明言している上、立法において見直すべきという櫻井裁判官の補足意見も付されており、決して現状を是としたものではありません。</p> <p>さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、わが国のこの規定も、すでに改正された相続分差別とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されています。婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれます。</p>

陳情事項 2 について

もともと、続柄欄で、「長（男・女）、二（男・女）、三（男・女）、…」等と出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では全く必要のないものです。また、2004年11月の制度改正以前に出生届がなされた婚外子は、「男」「女」と記載されており、婚外子差別の要因ともなるものです。本人または母の申し出により、記載の変更は可能ですが、現に婚外子差別がある中で、自ら名乗り出るには困難が伴います。また国や行政による公報もほとんどなされていないため、制度改正を知らない人も大勢います。従って、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的です。

